

相続ニュース

2016年2月15日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

未分割の場合

はじめに

以前の相続ニュースで、遺産分割がまとまらない場合についてご紹介したことかと思えます。

遺産分割協議がまとまらない場合は、様々なデメリットがあることもご存じだと思います。

このように、相続税の申告期限までに遺産分割がまとまらないことを「未分割」といい、通常の申告とは異なる申告になります。

それでは、遺産分割協議がまとまらなかった場合どのように相続税申告をすれば良いのでしょうか。

未分割の場合

遺産が分割されなかったからといって相続税申告の期限が伸びるわけではありません。

未分割の場合、まず、各相続人は法定相続分についていったん相続されたものとして相続税を計算することになります。そして、この仮で計算された税額にて申告及び納付をするということになります。

その後、実際に遺産分割協議が整った段階で改めて、相続人ごとに追加の納付がある場合は修正申告をし、納め過ぎている場合は、更正の請求をかけるということになります。

修正申告することができる？

ちなみに上記のように未分割の申告をした後、

実際に分割協議が整ったために各相続人が適正に相続税額を確定することができた場合修正申告や更正の請求をしなければいけないのかと言えば決してそうではありません。

相続税法上、未分割の申告後の修正申告や更正の請求は、することができるという規定になっています。ですから、別にしてもしなくても良いということになっています。

相続税の計算過程は、まず、相続財産の総額から納めるべきトータルの相続税を計算します。その次に各相続人ごとに相続した財産の按分比率で各相続人が負担すべき相続税額を確定させるという2段階構成となっています。

よって、国としては、分割しようが未分割であろうが、徴収すべきトータルの相続税は既に受領済みであるために、分割後に修正申告の提出があろうが、更正の請求があろうが関係ないのです。

おわりに

ただし、各相続人が修正申告しようが更正の請求をしようが関係ないのですが、誰か一人が更正の請求をかけた場合、少なくとも他の相続人の内一人は必ず修正申告をしなければならないため注意が必要です。

よって、相続税の申告には、抜け駆けは許されないのです。